

## 私道整備補助とは

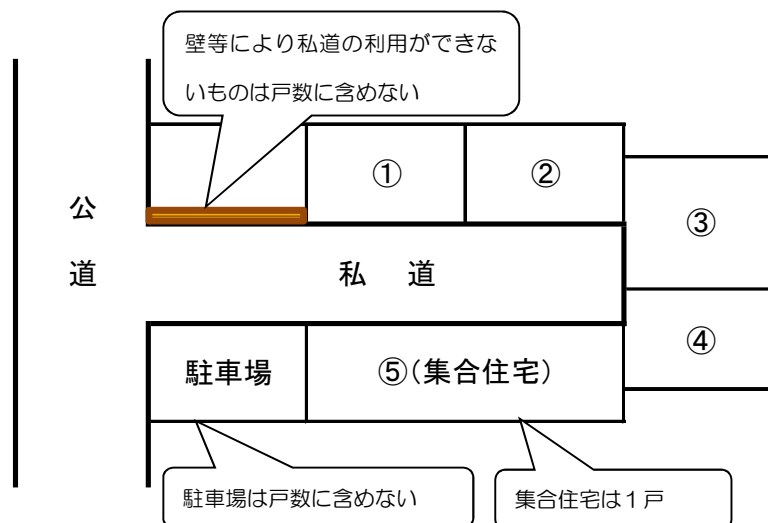
静岡市が、付近の公道の舗装状況、生活環境から整備が必要と認められる私道について、舗装工事等に対し工事の一部費用を補助する制度です。



## 助成の対象となる道路

補助の対象となる私道については、以下の要件をすべて満たす必要があります。

1. 市街化区域内の私道であること。
2. 公図上分筆された幅 2.5m以上の道、または建築基準法第 42 条に規定された幅 2.5m以上の道（位置指定道路、2項道路）であること。
3. 私道の両端または一端が、舗装整備された公道に面していること。
4. 私道に接する5戸以上（集合住宅は1棟1戸、私道の奥行きが30m以上の場合は2戸以上）の住宅が存在し、居住し、私道を使用していること。
5. 一般の用に供してから5年以上経過していること。



## 補助金の額

私道の整備に必要な工事費用と市が積算する費用の低い額の10分の9を補助します。なお、1件あたりの助成額は100万円が限度となります。

## 工事の種類

○一般的な工事の種類は次のとおりで、市の積算基準を超えた工事は自己負担となります。

### 1 舗装工事の積算基準

内 容	構 造	
	表 層	路 盤
アスファルト舗装	新設・打換え 密粒度アスコン 厚 40mm以内	不陸整正 (100 m <sup>2</sup> あたり 2 m <sup>3</sup> 以内)
	オーバーレイ 密粒度アスコン 平均厚 30mm以内	

### 2 側溝等道路付属構造物の積算基準

内容	構造
U型側溝	コンクリート現場打ち又はコンクリート二次製品 有効断面は幅 300mm以内、深さ 300mm以内 鉄筋コンクリート製溝蓋（T14 荷重用以下）を含む 鉄製グレーチング蓋（長さ 500mm程度）はU型側溝延長5m あたり1枚以下
L型側溝	コンクリート現場打ち又はコンクリート二次製品 全幅 500mm以内 集水桝、取り付け排水管（内径 150mm以内）
排水管工	コンクリート管又は塩ビ管径 200mm以内
見切工	コンクリート現場打ち又はコンクリート二次製品 幅 100mm以内、高さ 200mm以内

※既設構造物の撤去、交通整理人等の費用は市の積算の対象としません。

## 申請の流れ

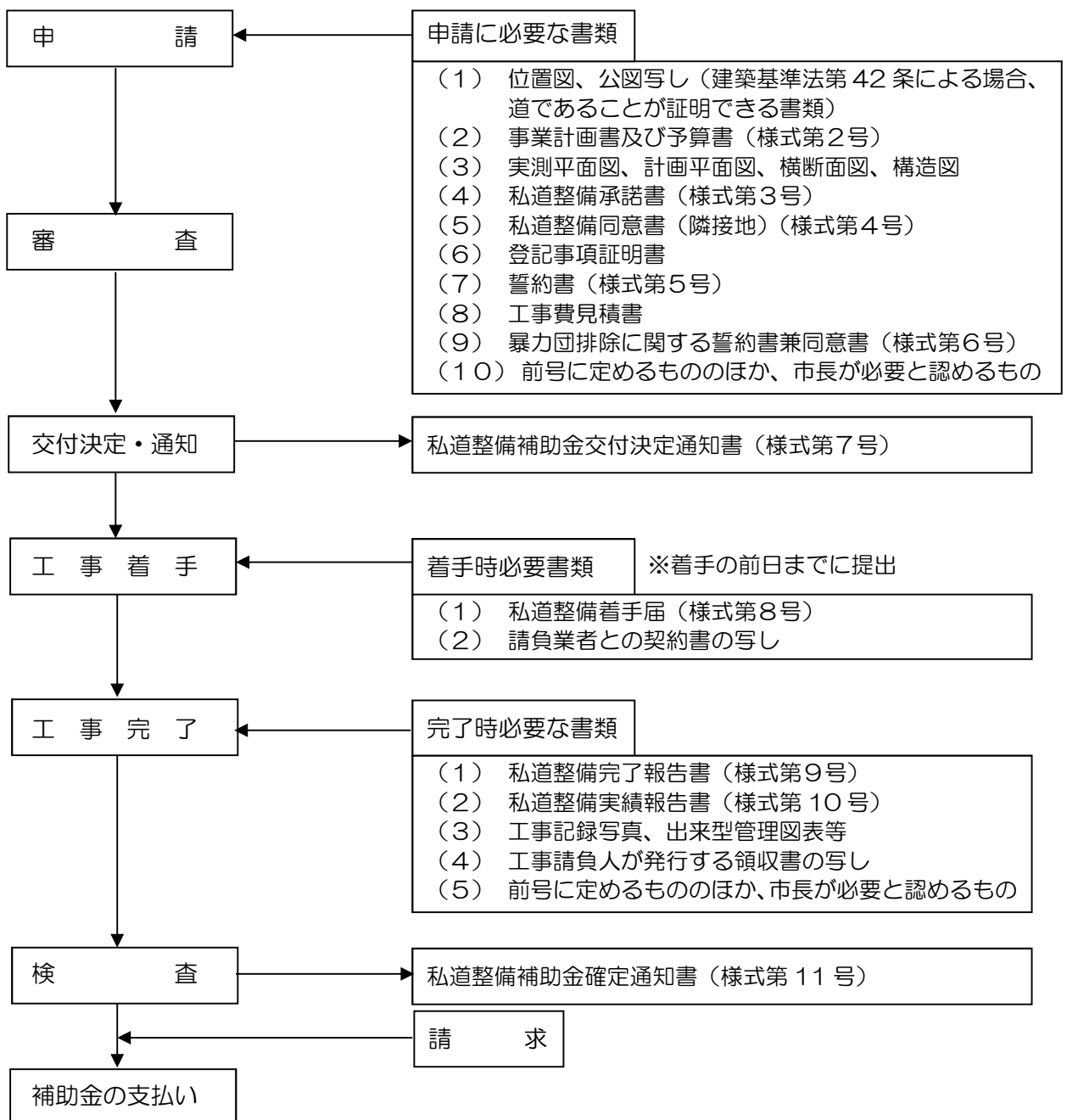
○私道整備補助を希望する場合、下記の担当にまず相談してください。

葵 区：葵南道路整備課 維持第1係

駿河区：駿河道路整備課 維持第1係、維持第2係

清水区：清水道路整備課 維持第1係、維持第2係

○私道整備補助金を申請する場合、私道権利者及び利用者の皆さんの中から代表者を1名選出し、申請してください。



## 整備後について

工事完了後、供用にあたり以下の点に注意してください。

1. 整備した私道は整備後 10 年間は私道として一般の用に供すること。
2. 一般通行の用に支障を来さないよう路上に物件を置いたり工作物を設置しないこと。
3. 私道用地を売却し、又貸し付けようとするときは、一般の通行の用に支障をきたさないよう必要な措置を講ずること。
4. 私道の機能を損なうことのないよう善良な管理者の注意をもって維持管理すること。

### 問い合わせ先

葵 区：葵南道路整備課 維持第1係

TEL：054-221-1486

駿河区：駿河道路整備課 維持第1係

TEL：054-221-1443

維持第2係

TEL：054-221-1734

清水区：清水道路整備課 維持第1係

TEL：054-354-2027

維持第2係

TEL：054-354-2013